

VI 水産業協同組合等

1 水産業協同組合

水産業協同組合は、各種事業を通じて組合員の生産と生活の向上に寄与するとともに、漁村において地域社会の中核として多様な役割を担っています。

平成24年度末の組合数は、地区漁協が沿海地区10、霞ヶ浦地区2、北浦地区2、内水面地区15と業種別漁協3、漁業生産組合1、水産加工協8の計41となっています。

地区漁協の事業実施状況は、沿海地区と霞ヶ浦・北浦及び内水面地区では大きく異なっています。沿海地区の多くの組合は、購買・販売・共済事業を実施していますが、霞ヶ浦・北浦及び内水面地区の大部分の組合では、指導事業が主体となっています。

本県の漁協は総じて規模が零細で、漁業不振等に伴う取扱い事業量の減少、組合員数の減少等により、事業利益段階では、赤字となっている組合が多く、その経営は厳しい状況が続いております。

(1) 共同利用施設

平成23年3月の東日本大震災により多くの漁協が被災し、組合の資産である共同利用施設も多数被害を受けました。特に市場施設、製氷施設、漁具倉庫といった組合の基本機能を担う施設が多く含まれ、被害を受けた施設数は沿海の10組合で計128件にのぼりました。うち、平成23年度内に83件、平成24年度内に12件が復旧しており、現在は10件が復旧の過程にあります。

表14 震災による共同利用施設の被災および復旧状況

| 漁協 | 被災の概況 | | 復旧施設数 | | |
|-------|-------|----------------|-------|-----|----------------|
| | 施設数 | 被災施設 | H23 | H24 | H25以降 (見込み) |
| 平潟 | 6 | 市場,製氷施設等 | 4 | 1 | 0 |
| 大津 | 26 | 市場,製氷施設等 | 8 | 3 | 8 |
| 川尻 | 7 | 市場,漁具倉庫等 | 6 | 0 | 0 |
| 久慈町 | 10 | 市場,漁船修理施設等 | 6 | 1 | 0 |
| (会瀬) | 5 | 市場,漁具倉庫等 | 4 | 0 | 0 |
| (河原子) | 5 | 市場,漁具倉庫等 | 3 | 2 | 0 |
| 久慈浜丸小 | 6 | 市場,漁船修理施設等 | 5 | 1 | 0 |
| 磯崎 | 8 | 市場,漁具倉庫等 | 6 | 0 | 2 |
| 那珂湊 | 14 | 冷凍冷蔵施設,漁船修理施設等 | 12 | 0 | 0 |
| 大洗町 | 21 | 漁具倉庫,漁船修理施設等 | 14 | 0 | 0 |
| 鹿島灘 | 9 | 市場,漁具倉庫等 | 9 | 0 | 0 |
| はさき | 11 | 市場,製氷施設等 | 6 | 4 | 0 |
| 計 | 128 | | 83 | 12 | 10 |

※1 被災の概況はH23.4.19時点、漁業協同組合の所有施設のみを掲載。

※2 復旧施設数は機能復旧施設を計上。

※3 H25以降の復旧施設数は具体的な復旧計画があるものを計上。

※4 被災施設数と復旧施設数の差は廃止や復旧見合わせ等によるもの。

(2) 合併等による漁協の再編（沿海地区）

漁協が、水産物の安定供給をはじめ、ますます多様化する水産業の諸課題に引き続き対応していくためには、漁協合併等による経営基盤の強化や事業コストの削減が不可欠となっています。

このため、漁協系統では、平成11年に漁協合併促進法に基づき「漁協合併基本計画」を、県では平成14年3月に沿海、霞ヶ浦及び北浦地区で各1漁協に合併することを目標とした「茨城県漁協組織・事業基盤強化基本方針」を策定し、漁協合併を推進してきましたが、実現には至っていません。

沿海地区では、漁協合併の際の障壁となる財務格差の実態調査や産地市場統合の可能性などについて実務者協議が行われ、北部・中部・南部の3地区で合併した後、県1漁協へ合併する方針が決まりました。平成19年9月には南部地区の波崎漁協と波崎共栄漁協が合併し、「はさき漁協」が設立され、平成23年3月と10月に会瀬漁協と河原子漁協が久慈町漁協に吸収合併されました。

しかし、震災により被害を受けた組合の共同利用施設の復旧が進む状況下においては、漁協合併協議の前提となる財務および資産状況が各漁協とも大きく変化したのに加え、市町村ごとに復興計画が策定され、順次実施されていることから、複数市町村に跨がる広域合併が進まない状況にあります。そのため県では、合併が可能な漁協から先行して合併を進め、実質的な県1漁協体の完成を目指すこととしています。

(3) 合併等による漁協等の再編（霞ヶ浦北浦地区、内水面地区及び水産加工協）

霞ヶ浦地区では、平成22年1月に14漁協が合併して、「霞ヶ浦漁業協同組合」が設立されました。また、北浦地区では、平成14年6月に6漁協が合併して、「きたうら広域漁業協同組合」が設立されました。霞ヶ浦漁協ときたうら広域漁協では、引き続き、合併に加わらなかった霞ヶ浦地区の麻生漁協および北浦地区の潮来漁協との合併を含む霞ヶ浦・北浦の漁協一本化を検討しています。

内水面では小規模な漁協が多いため、将来的には、1河川1漁協体制の構築や、流域河川ごとの地区連合会の設立などを進めていく必要があります。

水産加工業協同組合では、霞ヶ浦北浦地区の5つの組合が合併して、平成17年8月に「霞ヶ浦北浦水産加工業協同組合」が設立されました。また、沿海地区の組合についても、今後の組合員数減少に伴う経営悪化等に対応するため、合併等により経営基盤の強化を図る必要があります。

●資料編 6-1, 6-2

2 金 融

漁協系統信用事業においては、平成17年4月からのペイオフ凍結解除により、金融機関として社会的責任を果たすことが求められており、利用者である組合員等からは、これまで以上に財務内容や経営姿勢に対して厳しい目が注がれています。

このような状況下において、漁協系統信用事業の健全性を確保していくためには、体制の整備と事業実施基盤について適正な規模の確保が必要不可欠です。

茨城県信用漁業協同組合連合会（以下、茨城県信漁連）では、平成4年度から1県1信用事業統合体の実現に向けて取り組んできましたが、平成17年12月1日付けで磯崎漁協が信用事業を譲渡したことで、全国で13番目の1県1信用事業体が完成しました。

しかし、本県の漁協系統信用事業は、近年の魚価安、さらに燃油価格の高騰などによって漁業経営が厳しい状況にあるため、貸出金は平成14年度末で86億円だったものが、平成24年度末には49億円まで減少しています。

一方で、東日本大震災以降、漁業近代化資金の貸付実績及び茨城県漁業信用基金協会の保証引受実績は、震災対応の水産関係無利子化事業、漁業者等緊急保証対策事業により回復傾向を示しておりますが、燃油価格の高止まりや原発汚染水問題による風評の再燃など、漁業経営を取り巻く状況は依然として厳しいものがあります。

その様な中、茨城県信漁連は、貸出金残高の減少や超低金利の下での運用利回り低下などによる収益の減少に加え、資産自己査定 of 厳格化などで厳しい経営環境にあることから、浜の信頼性の一層の強化、会員・漁業者の経営健全化、事業推進体制・運用体制の強化を事業展開の柱として、「JFマリンバンク基本方針」に基づき、自己資本の増強、貯金・貸出業務の推進、経費の節減等に取り組んでいます。

●資料編 6-3, 6-4

Ⅶ 漁業制度

1 漁業権漁業

漁業権とは、都道府県知事の免許を受け、一定の水面において排他的に一定の漁業を営む権利であり、「共同漁業権」、「区画漁業権」及び「定置漁業権」の3種類があります。また、免許期間は、10年（特定区画漁業権、定置漁業権及び内水面の第2種区画漁業権は5年）となっており、本県の場合には、制度上、茨城海区、霞ヶ浦北浦海区及び内水面の3つに分けられています。

これらの漁業権の多くは、平成25年に一斉に切替手続きが行われ、平成25年8月31日で有効期間が満了となる茨城海区の共同漁業権などの免許が切替となりました。この結果、茨城海区の共同漁業権は15件となり、その内訳は、あわび・はまぐり・わかめ漁業等を内容とする第1種共同漁業権が13件、雑魚建網漁業を内容とする第2種共同漁業権が1件、第1種及び第2種を合せ有する共同漁業権が1件です。この他、会瀬沖にぶりなど回遊魚を対象とした定置漁業権を1件免許しています。

霞ヶ浦北浦海区では、雑魚張網漁業を内容とする第2種共同漁業権が18件、真珠養殖業を内容とする第1種区画漁業権が2件減少して5件となり、こいなど網いけす養殖業を内容とする第1種区画漁業権が16件の免許となっています。

内水面の共同漁業権は、しじみ漁業等を内容とした第1種共同漁業権と、こい・ふな・あゆ漁業等を内容とし、増殖が義務付けられている第5種共同漁業権の免許を平成16年の免許切替時に分離しました。この結果、第1種共同漁業権が6件、第5種共同漁業権が14件となりました。また、この他、埼玉県、千葉県が免許している共同漁業権が1件あります。なお、区画漁業権は真珠養殖業を内容とする第1種区画漁業権が4件と、こい・ふな・うなぎ養殖業を内容とする第2種区画漁業権が1件免許されています。

●資料編 7-1, 7-2, 7-12~7-14, 7-16, 7-17

2 知事許可漁業

知事許可漁業には、中型まき網漁業及び小型機船底びき網漁業などのように、都道府県ごとに許可隻数の最高限度、合計総トン数の最高限度などについて農林水産大臣が統一的に規制し、その範囲内で知事が許可する法定知事許可漁業と、各都道府県ごとに漁業調整規則によって許可制としている知事許可漁業とがあります。

茨城海区では、18漁業種類について、平成25年9月1日現在、延べ2,989件許可（認可10件を含む）されていますが、その主なものは、機船船びき網漁業1,007件、小型機船底びき網漁業880件、せん・かご漁業372件、固定式刺し網漁業345件、刺し網漁業278件などであり、各経営体ともこれら漁業を組み合わせることで経営しているため、1人当たり数種の許可を受有しています。

霞ヶ浦北浦海区では、9漁業種類について、平成25年9月1日現在、延べ1,568件許可されています。その主なものは、刺し網漁業752件、小型機船底びき網漁業632件、つけ漁業162件等です。

内水面では、13種類について、平成25年9月1日現在、延べ421件許可されています。その主なものとしては、刺し網186件、ふくろ網164件等です。

●資料編 7-3～7-6, 7-15, 7-18

3 大臣許可漁業及び大臣承認・届出漁業

平成13年6月に制定された水産基本法制定の趣旨を踏まえ、平成14年8月の一斉更新において、ほぼ40年ぶりに指定漁業の見直しが行われました。指定漁業として従来承認漁業であった北太平洋さんま漁業、日本海べにずわいがに漁業、いか釣り漁業が新たに追加された他、10トン以上20トン未満の船舶で操業する近海・かつおまぐろ漁業も追加されました。

その後、平成19年、平成24年に一斉更新が行われ、本県における大臣許可件数（認可件数を含む）は、平成25年9月1日現在、遠洋かつお・まぐろ漁業3件、大中型まき網漁業19件、沖合底びき網漁業8件、北太平洋さんま漁業2件及び中型さけ・ます流し網漁業2件の合計34件です。

また、大臣届出漁業の届出件数は、平成25年9月1日現在、小型するめいか釣り漁業15件です。

表15 海面における許可漁業等の件数（平成25年9月1日現在）

| | 漁業の名称 | 漁業種類 (地方名称) | トン数制限 | 件数 |
|-------------------|--------------|-----------------------------|---------------|-----|
| 知事許可漁業 (定数漁業) | 小型機船底びき網漁業 | その他の小型機船底びき網漁業(板びき網漁業) | 5トン以上15トン未満 | 23 |
| | | その他の小型機船底びき網漁業(えび板びき網漁業) | 2トン以上5トン未満 | 204 |
| | 中型まき網漁業 | | 5トン以上15トン未満 | 3 |
| | 機船船びき網漁業 | しらすひき網漁業 | 5トン未満 | 290 |
| | せん・かご漁業 | 沖合かご漁業 | 15トン未満 | 24 |
| 知事許可漁業 (非定数漁業) | 小型機船底びき網漁業 | その他の小型機船底びき網漁業(自家用餌料板びき網漁業) | 5トン未満 | 312 |
| | | 手繰第3種漁業(貝まき漁業) | 5トン未満 | 341 |
| | 小型まき網漁業 | | 5トン未満 | 4 |
| | 機船船びき網漁業 | さよりひき網漁業 | 1トン以上5トン未満 | 362 |
| | | おきあみひき網漁業 | 1トン以上15トン未満 | 355 |
| | さし網漁業 | 流し網漁業 | 5トン未満 | 278 |
| | はえなわ漁業 | | 5トン以上20トン未満 | 9 |
| | 地びき網漁業 | | | 39 |
| | 固定式さし網漁業 | | 甲種:2トン未満 | 130 |
| | | | 乙種:2トン以上5トン未満 | 215 |
| | せん・かご漁業 | あなごせん漁業 | 15トン未満 | 168 |
| 沿岸かご漁業 | | 15トン未満 | 180 | |
| あわび漁業 | | | 52 | |
| 指定漁業 (大臣許可漁業) | 遠洋かつお・まぐろ漁業 | | 120トン以上 | 3 |
| | 大中型まき網漁業 | | 15トン以上 | 19 |
| | 沖合底びき網漁業 | | 15トン以上 | 8 |
| | 北太平洋さんま漁業 | | 10トン以上 | 2 |
| | 中型さけ・ます流し網漁業 | | 30トン以上 | 2 |
| 大臣届出漁業 | かじき等流し網漁業 | | 10トン以上 | 0 |
| | 沿岸まぐろはえ縄漁業 | | 10トン以上20トン未満 | 0 |
| | 小型するめいか釣り漁業 | | 5トン以上30トン未満 | 15 |

※件数には、認可、試験操業を含む。

4 漁獲可能量（TAC）及び漁獲努力可能量（TAE）制度

（１）漁獲可能量（TAC）及び漁獲努力可能量（TAE）制度の概要

平成 8 年（1996 年）に国連海洋法条約が批准され，平成 9 年（1997 年）1 月から新たな漁業管理制度として，年間の漁獲量の総量を管理する漁獲可能量（TAC：Total Allowable Catch）制度が導入されました。

さらに，平成 13 年 6 月には，根拠法令である海洋生物資源の保存及び管理に関する法律等が改正され，低位水準になっている水産資源を早急に回復させるための取り組みとして，新たに漁獲努力量（TAE：Total Allowable Effort）管理制度が加えられました。

①TAC 制度

漁獲可能量（TAC）を定める魚種（第 1 種特定海洋生物資源）は，①漁獲量，消費量が多い魚種，②資源状況が悪く，緊急に保存・管理を必要とする魚種，③我が国周辺水域で外国漁船によって漁獲されている魚種のうち，資源状況の明らかなものから選定され，さんま・すけとうだら・まあじ・まいわし・さば類（まさば及びごまさば）・ずわいがに・するめいかの計 7 種類です。

この制度では，まず，国（農林水産大臣）が総漁獲可能量と，大臣管理漁業ごと及び都道府県ごとの漁獲可能量の配分等を内容とする「海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画（以下「基本計画」）」を定めます。次に，知事は，国の基本計画で配分された県配分量（知事管理量）に基づいて，県の管理計画（県計画）を定めることとなっています。

本県では，平成 25 年の知事管理量として「ずわいがに」について「若干」の配分をうけ，県計画によって，この魚種を主に漁獲する小型底びき網漁業（地方名称 板びき網漁業）を管理対象漁業とすることを定めています。

表 16 過去 5 年の茨城県 TAC 配分量（知事管理量）（平成 25 年 9 月 1 日現在）

| | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 |
|--------|-----|-----|-----|-----|-----|
| まあじ | 若干 | 若干 | 若干 | — | — |
| まいわし | — | — | — | — | — |
| さば類 | 若干 | 若干 | 若干 | — | — |
| ずわいがに | 若干 | 若干 | 若干 | 若干 | 若干 |
| さんま | — | — | — | — | — |
| すけそうだら | — | — | — | — | — |
| するめいか | — | — | — | — | — |

※「若干」は，近年の漁獲実績が多くないために数量で配分しないが，現状の漁獲努力量を増すことがないように努める必要があるもの。

②TAE 制度

TAC 制度が年間の漁獲量の総量を管理するのに対し、TAE 制度は、年間の漁獲努力量の総量、例えば出漁隻数や投網回数などを管理する制度です。TAE 制度による漁獲努力量の管理も TAC 制度と同様に、国（農林水産大臣）が定める基本計画並びに知事が国から配分された量（知事管理量）に基づいて定める県計画によって行われます。

TAE 制度の対象となる魚種（第 2 種特定海洋生物資源）は、現在、あかがれい、いかなご、さめがれい、さわら、とらふぐ、まがれい、まこがれい、やなぎむしがれい、やりいかの 9 種が指定されています。平成 15 年 3 月に「太平洋北部沖合性カレイ類資源回復計画」が作成されたことに伴い、本県に対しては、同年 5 月からやなぎむしがれいに関する TAE の配分がなされるようになり、5 トン以上の小型機船底びき網漁業を対象に管理が行われています。

なお、「太平洋北部沖合性カレイ類資源回復計画」は平成 23 年度をもって終了しましたが、平成 24 年度以降も引き続き、国が策定した「我が国の海洋生物資源の資源管理指針」及び、県が策定した「茨城県資源管理指針」に基づき、各漁業団体が具体的な資源管理措置を内容とする資源管理計画を作成し、資源管理が行われています。

（２）漁獲可能量（TAC）及び漁獲努力可能量（TAE）制度の管理

①TAC の管理

当制度の円滑な進行・管理には、漁獲量（採捕量）の迅速かつ正確な把握が必要不可欠であり、本県では平成 8 年度に整備し、定期的に更新を行っている産地市場（11 漁協）と県及び国を結ぶコンピュータネットワークにより、リアルタイムに漁獲（採捕）データを収集しています。直近では平成 23 年度に産地市場 3 ヶ所、平成 24 年度に産地市場 8 ヶ所及び県水産試験場のシステムを更新しました。

表 17 本県配分に対する採捕実績（知事管理量）（平成 24 年漁期）

| 魚種 | 採捕量 | 管理期間 |
|-------|--------|-------------------------|
| ずわいがに | 0.0 キロ | 平成 24 年 7 月～平成 25 年 6 月 |

※本県では平成 24 年の知事管理量として上記の魚種に対して「若干」の配分量を受けている。

表 18 全国における特定海洋生物資源の採捕実績（平成 24 年漁期）

| 魚種 | 漁獲可能量 | 採捕量 | 管理期間 |
|--------|----------|----------|-------------------------|
| さんま | 455 千トン | 221 千トン | 平成 24 年 7 月～平成 25 年 6 月 |
| すけとうだら | 290 千トン | 232 千トン | 平成 24 年 4 月～平成 25 年 3 月 |
| まあじ | 226 千トン | 121 千トン | 平成 24 年 1 月～12 月 |
| まいわし | 326 千トン | 124 千トン | 平成 24 年 1 月～12 月 |
| さば類 | 685 千トン | 372 千トン | 平成 24 年 7 月～平成 25 年 6 月 |
| するめいか | 339 千トン | 143 千トン | 平成 24 年 1 月～12 月 |
| ずわいがに | 6,381 トン | 4,231 トン | 平成 24 年 7 月～平成 25 年 6 月 |

②TAE の管理

平成 24 年の北部太平洋におけるやなぎむしがれいの TAE は、4～6 月の 3 ヶ月間に 69,346 隻日で、このうち本県への配分は 1,920 隻日でした。実際の努力量は、全体で 3,000 隻日、本県分は 600 隻日で、それぞれ消化率は 4%、31%でした。

●資料編 7 - 8 , 7 - 9

5 遊漁関係

(1) 遊漁船業

「遊漁船業の適正化に関する法律」が改正（平成 15 年 4 月 1 日）され、届出制から登録制となりました。これにより、損害賠償責任保険への加入や遊漁船業務主任者の選任、業務規程の作成・届出が義務付けられています。

海面での業者数は 163 業者 178 隻、霞ヶ浦北浦での業者数は 5 業者 5 隻となっています（平成 25 年 9 月 1 日現在）。このうち、141 業者（84%）が漁業協同組合員で、183 隻のうち 153 隻（84%）が漁船であり、多くの業者が、漁業と遊漁船業を兼業しています。

●資料編 7 - 10 , 7 - 11

Ⅷ 原発事故への対応

1 出荷制限

平成 23 年 3 月 22 日、厚生労働省から水産物のモニタリング強化の通知が出され、県及び関係漁協は、水産物の検査に取り組みました。県では水産物の検査体制を充実するため、平成 23 年 11 月には水産試験場に NaI 検査機器を導入するとともに、漁業調査船「いばらき丸」「ときわ」「あさなぎ」によるサンプリングや、漁業者によりサンプリングされた検体を合わせ、平成 25 年 12 月 1 日現在で計 173 種、6351 検体の検査を行いました。その結果は県ホームページで公開するとともに、出荷業者が必要とする検査証明書発行の対応を行いました。

また、平成 24 年 4 月 1 日より、食品衛生法第 11 条第 1 項に基づき、「乳及び乳製品の成分規格等に関する省令及び告示の改正」に対応するため、平成 24 年 3 月 14 日に開催した沿海漁協組合長会議において、海産魚介類については、国が新たに定める基準値（100Bq/kg）を超える魚介類が市場に流通しないよう以下のとおり対応することを決定し、平成 24 年 3 月 27 日から県及び沿海漁協は取り組んでいます。

○県及び漁業者の対応について(海産魚介類)

①100Bq/kg 超過した魚種

平成 24 年 3 月以降、新基準値を超えた魚種は、県の自粛要請に基づき出荷・販売を自粛する。自粛区域は、県内全域。

②50Bq/kg 超 100Bq/kg 以下の魚種

平成 24 年 3 月以降、基準値を超える可能性のある魚種は、自主的に生産を自粛する。

自粛区域は、北部（日立市以北）、県央部（東海村から大洗町）、南部（銚田市以南）の各海域。

③50Bq/kg 以下の場合

通常どおり出荷・販売を行う。

④解除に向けた対応

検査期間：1 カ月

検査回数：海域毎に 3 カ所以上

解 除：海域毎に解除

新基準値が施行された平成 24 年 4 月 1 日以降、本県海産・淡水産魚介類はヒラメやスズキなど 10 魚種に対し原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 20 条第 3 項に基づく出荷制限が指示されることとなりました。さらに、県の出荷自粛要請や業界が自主的に生産を自粛する魚種を含めると、平成 24 年 5 月に 30 の魚種について操業が制限されることとなりました。その後、シラス、イカ、タコ等は不検出が続き、残る魚介類も検査の値は低下傾向にあり、平成 25 年 12 月には 22 種まで減少しています。

表 19 出荷制限、生産自粛を受けた魚種数の月別推移（海産・淡水産魚介類）

| | H23 | | H24 | | | | | | | | | | H25 | | | | | | | | | | | | |
|------|-----|----|-----|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|
| | 4月 | 9月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 |
| 国制限 | | | | | 6 | 7 | 8 | 9 | 9 | 9 | 9 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 |
| 県要請等 | 1 | 2 | 2 | 14 | 12 | 10 | 9 | 7 | 7 | 7 | 7 | 6 | 6 | 6 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 |
| 業界自粛 | | | | 9 | 9 | 13 | 13 | 11 | 12 | 11 | 9 | 9 | 9 | 9 | 9 | 8 | 8 | 8 | 9 | 9 | 9 | 9 | 9 | 9 | 8 |
| 合計 | 1 | 2 | 2 | 23 | 27 | 30 | 30 | 27 | 28 | 27 | 25 | 26 | 25 | 25 | 25 | 22 | 22 | 22 | 23 | 23 | 23 | 23 | 23 | 23 | 22 |

国の出荷制限の解除

平成 23 年 4 月 4 日付け原子力災害対策本部作成の「検査計画，出荷制限等の品目・区域の設定解除の考え方（平成 25 年 3 月 19 日一部改訂）」（国のガイドライン）に基づき，解除要件を満たした魚介類については，県が原子力災害対策本部長へ解除申請し，それを国が認めた場合は解除となります。

解除の要件は以下のとおり（※国のガイドラインより抜粋）。

i 沿岸性魚種，回遊性魚種

解除しようとする区域から，原則として概ね 1 週間に 1 回（ただし，検体が採取できない場合はこの限りではない），複数の場所で，すくなくとも 1 ヶ月以上検査を実施し，その結果が安定して基準値を下回っていること。

ii 内水面魚種

天候等による汚染状況の変動を考慮し，解除しようとする区域から，原則として概ね 1 週間に 1 回（ただし，検体が採取できない場合はこの限りではない），複数の場所で，すくなくとも 1 ヶ月以上検査を実施し，その結果が安定して基準値を下回っていること。

2 損害賠償

東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質の拡散により，国出荷制限指示などによる休漁や操業海域の制限，風評により被った損害については，東京電力(株)から適切かつ迅速に補償がなされるよう，漁業及び水産加工業団体が行う損害賠償額請求に対して支援を行いました。

3 風評被害とその対応

平成 23 年 4 月にコウナゴから暫定規制値を超える値が検出された際には，底びき網やまき網漁獲物の価格が一時的に暴落しました。県では，市場関係者や大手量販店のバイヤー等に対し，県産水産物の放射性物質の検査体制や安全性を説明し，県産水産物の適正な流通について要請を行いました。

また，漁業者や水産加工業者等は消費者に直接アピールするため，平成 23 年度は，笠間の陶炎祭り（H23.4.29～5.5）や茨城グルメまつり（H23.11.13），茨城スイーツ・グルメフェア（H24.3.9～10）など各イベントに出展したほか，カスミやイオン等量販店の協力を得て，鮮魚販売等のキャンペーンを実施しました。

震災後 1 年を経過した平成 24 年度も，県では流通関係者等に放射性物質の状況や検査体制等の説明を行い，取扱いの再開に向け，協力要請を続けました。漁業者や水産加工業者等は，元気いばらき！夏のグルメ屋台村&サーフィンフェスティバル in 大洗（H24.7.7～8）や朝霞市民まつり（H24.8.4～5，埼玉県），復興いばらき県民まつり（H24.11.3～4），明治安田生命東日本大震災復興支援物産展（H24.11.14，東京），大洗復興マーチ in 銀座（H25.3.10，東京）などの県内外のイベントに出展したほか，量販店（エコス，セイブ，カスミ）とともに県産水産物の販売促進に取り組みました。

平成 25 年度についても，引き続き風評払拭に向けて，検査結果の正確かつ迅速な提供をおこない，安全性の説明や様々なイベントへの出店支援などの取り組みを進めています。

本県水産物は，未だに風評の影響は残るものの，漁業士会によるスーパー等の店頭でのしらす干

し直接販売などをはじめ，漁業者，水産加工業者，組合等の地道な取り組みにより，平成 24 年秋以降は，本県水産物の取扱いが回復しつつあります。

Ⅸ 平成 24 年度に講じた水産業振興施策の概要

(茨城県水産業振興計画 (2011~2015))

水産業部門主要施策体系図

| 施策項目 | 事項・事業名 | 予算額(千円) | | |
|---------------------------|---------------|------------------------------|-----------------------------|-----------|
| 高品質な水産物を提供する元気ないばらき水産業づくり | 夢のあるいばらき漁業の構築 | 資源管理・漁業所得補償対策(国) | — | |
| | | 漁業近代化資金等利子補給 | 19,403 | |
| | | 水産振興資金貸付金(漁業資金) | 336,000 | |
| | | 漁業経営対策資金利子助成 | 6,529 | |
| | | 水産業共同利用施設災害復旧費 | 135,000 | |
| | | 共同利用漁船等復旧支援対策事業(繰越) | 875,826 | |
| | | 計量魚探を用いたサバ類魚群分布構造解明・資源量推定研究費 | 13,784 | |
| | | 漁獲可能量(TAC)管理体制整備事業費 | 6,947 | |
| | | 資源管理型漁業推進対策事業費 | 1,854 | |
| | | 栽培漁業事業費 | 64,964 | |
| | | 種苗放流支援事業費 | 24,870 | |
| | | 広域漁場整備事業費 | 53,800 | |
| | | 被害漁場環境調査事業費 | 32,450 | |
| | | 漁場環境・生態系保全活動支援事業費○ | 6,840 | |
| | | 漁業後継者対策事業費 | 1,367 | |
| | | 交流・連携による地域の活性化 | 水産行政企画調整費 | 1,532 |
| | | | いばらきのおいしさ普及拡大事業(他課計上) | 49,724 |
| | | | 水産物地産地消推進事業費 | 18,000 |
| | | | 水産振興資金貸付金(加工資金) | 514,000 |
| | | | 加工原料等安定確保支援事業費 | 25,000 |
| | | | 水産加工経営改善促進資金利子補給 | 1,355 |
| | | | プレジャーボート係留管理事業費 | 5,340 |
| | | | 漁業調整費 | 4,577 |
| | | 消費者に信頼される水産物の提供 | 水産公共施設災害復旧費 | 3,823,400 |
| | | | 広域漁港整備事業費 | 842,000 |
| | | | 拠点漁港等復興対策費 | 315,000 |
| | | | 県単水産公共施設災害復旧費 | 206,000 |
| | | | 水産基盤ストックマネジメント事業費 | 109,000 |
| | | | 漁場環境調査対策事業費 | 898 |
| | | | 水産物安全確認モニタリング調査事業 | 10,000 |
| | | | 農林水産物モニタリング強化事業(他課計上) | 21,539 |
| | | | 水産物地産地消推進事業費(再掲) | 18,000 |
| | | | いばらきの魚販売促進事業費 | 5,500 |
| | | 霞ヶ浦北浦・内水面の水産業の振興 | 水産物地産地消推進事業費(再掲) | 18,000 |
| | | | 霞ヶ浦北浦漁場環境保全推進費 | 57,100 |
| | | | 内水面漁業振興対策費 | 2,600 |
| | | | 霞ヶ浦北浦水産資源増大対策事業費補助 | 2,054 |
| | | | 漁場環境保全創造事業費 | 147,607 |
| | | | 漁場環境・生態系保全活動支援事業費○(再掲) | 6,840 |
| | | | 耳石・遺伝子解析によるワカサギの資源構造解明研究事業費 | 3,816 |

(注) ○は予算額の一部に森林湖沼環境税を活用。
太字は新設, 拡充。

1 夢のあるいばらき漁業の構築

(1) 漁業経営の安定

被災した漁業者等のエンジン等設備更新に対し利子補給を行い、漁船設備の近代化と経営の安定化を支援しました。

(2) 水産資源の持続的利用と漁場の整備

被災した栽培漁業センターについては、取水方式の変更等の機能向上を図るなどして復旧を進め、平成 25 年 4 月から再稼働させました。また、センターが休止している間、県水産試験場の施設を利用して、アワビ等の種苗生産を進めたほか、他県産のヒラメ種苗やハマグリ稚貝を導入し放流するなど、水産資源の安定に取り組みました。

水産資源の維持については、資源管理法に基づき国から本県に配分されたずわいがにの水揚げを管理し、その資源保護に努めました。

さらに、海面等漁業取締りを行い、水産資源の保護と漁業秩序の維持を図りました。

また、東日本大震災により、東海村沖漁場に流入した大型堆積物を撤去し、漁場機能の回復を図るとともに、日立市会瀬町地先の浅海域に増殖場造成を行いました。

(3) 担い手の確保・育成

漁業就業者確保育成センターを運営するとともに、漁業者や漁協女性部の生しらす等の直販事業や、漁業士の県産水産物の安全性や美味しさをアピールする活動を支援しました。

2 交流・連携による地域の活性化

(1) 前浜のにぎわい創出

漁業と水産加工業、観光業が連携し、前浜の活性化を図るため、水産に関する地域資源のデータベース化とともに、PR 資材を作成しました。

(2) 水産加工業の振興

水産加工業者等が加工原料を調達するための低利融資が受けられるよう、茨城県信漁連に資金を預託するとともに、東日本大震災により従来の仕入れ地からの加工原料調達が困難になった県内水産加工業協同組合に対し、遠隔地からの輸送経費の一部を支援し、水産加工業者の経営安定と水産物の安定供給を図りました。

(3) 海遊業の振興

遊漁船業法に基づく遊漁船業者の登録を行うとともに、ヒラメ釣りやトローリング大会などに対し、漁業との調整を行いました。

また、潮干狩り等遊漁者に対して、ルール啓発を行いました。

3 消費者に信頼される水産物の提供

(1) 漁港の機能復旧

平成 23 年度に復旧が完了した磯崎漁港を除く 8 漁港の復旧を優先して進めた結果、磯浜、麻生の 2 漁港で復旧が完了したほか、大津漁港などは嵩上げ、波崎漁港では災害復旧工事と連携した施設の構造強化に取り組みました。

水産業共同利用施設については、北茨城市の漁業歴史資料館など 6 件に対し助成を行い、復旧が完了しました。

(2) 安全安心な水産物の提供

漁業調査船「いばらき丸」などを利用し、本県水産物のモニタリング検査ならびに迅速な検査結果の公表を行うなど、消費者や市場関係者等に対し、本県水産物の安全性の PR と風評の払拭に取り組みました。

(3) 地魚の県内供給強化と情報発信

地産地消推進員を雇用し、イベントや量販店等において、シラスやワカサギなど本県水産物の PR などを行うことにより、販売促進に努めました。

また、県産水産物の地産地消を進めるため、ホームページ等によりいばらきの地魚取扱店を紹介するとともに、交流商談会の開催などを行いました。

4 霞ヶ浦北浦・内水面の水産業の振興

(1) 霞ヶ浦北浦の水産業の振興

霞ヶ浦北浦の魚介類の放射性物質モニタリング検査ならびに迅速な検査結果の公表を行いました。

また、養殖業者へコイヘルペスウイルス病にかからない稚魚生産の指導を行ったほか、プロバイオティクス乳酸菌を用い、耐病性や歩留まり向上試験に取り組みました。

(2) 霞ヶ浦北浦の漁場環境保全

水産資源の回復と漁場環境の改善を図るため、北浦の鹿嶋市地先に水生植物帯の造成を行いました。

(3) 内水面の水産資源の有効活用

内水面においてアメリカナマズ等約 5.5 トンを回収し、漁業被害の軽減に取り組みました。

また、河川に遡上したサケの釣り資源としての活用を図るため、一般者によるサケ釣り調査事業に取り組みました。

